

岡崎市予定価格公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市が行う競争入札について、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため、予定価格の公表を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 設計業務等 建設工事に関する設計、監理、調査、企画、立案及び測量をいう。
- (3) 物品購入 物品の購入、製造、修繕、改造及び売払い並びに印刷製本費に係るものをいう。
- (4) 賃貸借 物品等に係る賃貸借をいう。
- (5) 業務委託 前4号に掲げるもの以外の委託をいう。

(公表の対象)

第3条 予定価格の公表は、市が発注する建設工事、設計業務等及び業務委託の競争入札のうち、契約課において競争入札を行う次の各号に定める範囲について実施するものとする。ただし、発注担当課における競争入札について、特に必要と認められる場合は、公表をすることができる。なお、物品購入及び賃貸借については、予定価格の公表は行わない。

- (1) 建設工事 設計金額が130万円を超えるもの
- (2) 設計業務等 設計金額が50万円を超えるもの
- (3) 業務委託 設計金額が50万円を超えるもの

(公表の時期等)

第4条 原則、予定価格を事後公表する競争入札は、総合評価落札方式を採用する建設工事の入札とし、事前公表する競争入札は、総合評価落札方式を採用する建設工事以外の入札とする。ただし、予定価格1億5,000万円以上の予定価格を事後公表する競争入札が再度入札となる場合は、再度入札を行う前に予定価格を公表する。

(公表する予定価格)

第5条 公表する予定価格は、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）第12条の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。ただし、事後公表する予定価格は、この限りでない。

(公表の方法)

第6条 予定価格の事前公表は、一般競争入札については入札公告に、指名競争入札については指名通知書に記載する方法により行う。また予定価格の事後公表については、落札決定後にあいち電子調達共同システムの入札情報サービス及び岡崎市情報コーナーで公表する。
ただし、発注担当課における競争入札については、この限りでない。

(積算内訳書の提出)

第7条 予定価格を公表する入札を行う場合、入札参加者に入札金額の根拠となる積算の内訳書を求めることができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 岡崎市建設工事予定価格事前公表実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。